

ふるさと納税制度の課題 - 寄附金控除制度からの一考察 -

段 野 聡 子

Problem of Oldness and Tax Payment System
-A Consideration from the Donation Deduction System-

Satoko DANNO

現代ビジネス学科, 現代ビジネス学部,
安田女子大学

要 旨

ふるさと納税は、平成20年度における税制改正において導入された制度である。自治体に対して寄附を行った場合には適用限度額を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税及び個人住民税から全額控除されるという仕組みである。これは、納税者が「ふるさと」や「応援したい」と思う自治体に寄附を行うために税制上支援するものである。制度の導入から10年が経過する現在、制度を執行する上での課題やふるさと納税における本質的な問題点はないのだろうか。

本稿ではふるさと納税制度を整理し、同制度の課題について、寄附金の観点から考察するものである。

キーワード：ふるさと納税、寄附金控除制度、寄附文化

はじめに

ふるさと納税の構想は、平成18年10月、当時の福井県知事西川氏による、故郷寄附金控除導入の提案に端を発する。これは、地方で育ち都市で働き、退職後は地方に戻るといった人の循環を踏まえ、地方が子どもを育むのに費やした行政コストを都市から回収する手段はないかという問題意識から、納税者が故郷の自治体に寄附を行った場合に、それに見合う税額を所得税と住民税から控除するという制度である。つまり、納税者が「ふるさと」や「応援したい」と思う自治体に寄附を行うために税制上支援するものである。

しかし、納税者自身が納税先を選択し、納税するという仕組みについて、問題点はないのだろうか。また、税の一部を各自治体に納付するという行為を、寄附として取り扱うことについて、そもそも問題点はないのであろうか。

このようなことから、本稿ではふるさと納税制度を整理し、同制度の課題について、寄附金の

観点から考察するものである。以下、Ⅰにおいては、ふるさと納税の概要について紹介し、Ⅱにおいては、ふるさと納税の仕組みについて整理する。Ⅲにおいては、ふるさと納税における住民税控除と税額控除の導入について考察する。Ⅳにおいては、非営利組織における寄附金控除について紹介する。さらに、各国における寄附金控除制度について説明する。Ⅴにおいては、ふるさと納税制度を活かした事例として、福井県池田町のまちづくり自治制度について紹介する。最後に、ふるさと納税の課題について考察し、本稿の結論とする。

Ⅰ. ふるさと納税の概要

ふるさと納税は、主として都市と地方の税収格差是正の一環として位置づけられていたのである。平成19年5月に当時の菅総務大臣が「都会に住んでいても、自分を育ててくれた『ふるさと』に自分の意思で、いくらかでも納税できる制度があっても良いのではないかと発言し、制度創設に向けて研究会を立ち上げる方針を明らかにし、これを受けて同年6月1日に総務省が「ふるさと納税研究会」が立ち上がり第1回研究会が開催された。10月5日には、ふるさとに対する納税者の主体的な貢献を可能にする税制上の仕組みの実現に向けて諸課題について幅広く研究・検討した『ふるさと納税研究会報告書』がまとめられ、その報告書の内容は、ほぼそのまま地方税法等改正案に盛り込まれて翌年の通常国会に提出され、平成20年4月30日に成立した。

Ⅱ. ふるさと納税の仕組み

(1) 控除額

各自治体に対する寄附金額に応じて所得税及び個人住民税が減額される。

具体的には、①所得税分、②住民税分、③住民税の特例分の3つに分かれる。

① 所得税分

寄附金（総所得金額等の額の40%を限度）から2,000円を差し引いた金額を所得金額から控除する。つまり所得税においては、寄附金控除は所得控除という形式で控除がなされ所得税額の減額となる。

表1 所得金額と控除額

所得税の速算表（平成27年分から）				
課税される所得金額	税率	控除額	復興特別所得税を含む税率	
1,000円から 1,949,000円まで	5%	—	5.105%	
1,950,000円から 3,299,000円まで	10%	97,500円	10.210%	
3,300,000円から 6,949,000円まで	20%	427,500円	20.420%	
6,950,000円から 8,999,000円まで	23%	636,000円	23.483%	
9,000,000円から 17,999,000円まで	33%	1,536,000円	33.693%	
18,000,000円から39,999,000円まで	40%	2,796,000円	40.840%	
40,000,000円以上	45%	4,796,000円	45.945%	

資料：ふるさと納税研究会より引用

以下の金額が所得税額から控除される。

(寄附金－2,000円) × 所得税率 ※

※復興特別所得税 (所得税率 × 2.1%) を加算した率。

② 住民税分

寄附金 (総所得金額等の額の30%を限度) から2,000円を差し引いた金額の10%を税額控除する。

(寄附金－2,000円) × 10% ※

※標準税率の市町村民税6%、都道府県民税4%

(ただし、指定都市の場合は市町村民税8%、道府県民税2%)

③ 住民税の特例分

住民税所得割額 (以下、住民税) の20%を限度に、寄附金から2,000円を差し引いた金額に下表2の割合を乗じた金額を税額控除する。

(寄附金－2,000円) × 表2の割合

※ただし、住民税所得割額の20%を限度とする。

表2 所得金額と人的控除

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額		割合※
0万円以上	195万円以下	84.895%
195万円超	330万円以下	79.790%
330万円超	695万円以下	69.580%
695万円超	900万円以下	66.517%
900万円超	1,800万円以下	56.307%
1,800万円超	4,000万円以下	49.160%
	4,000万円超	44.055%

資料：ふるさと税務研究会より引用

(2) 手続き

寄附金控除を受けるためには、寄附者が、都道府県・市町村が発行する領収書等を添付して申告を行う。

所得税の確定申告を行う者は住民税の申告は不要であるが、所得税の確定申告を行わない者は、住所地の市町村に住民税の申告を行う必要がある。

なお、所得税については寄附を行った年分の所得税から控除されるが、個人住民税については寄附を行った年の翌年度分の住民税から控除される。

このように、所得税からの控除と、住民税からの控除は②基本控除と③の特例分の合計額が税額控除されるのである。特例分の控除については、納税者の住民税所得割額の20%が上限となっている。

つまり、全体の控除額は、①+②+③となる。控除額は最大で寄附金控除対象額と同額となり、2,000円の自己負担で寄附を行うことができることとなる。

では、寄附という観点から導入されたふるさと納税において、このような住民税からの控除、高い税額軽減効果が期待できる税額控除を導入することについて、問題点はないのであろうか。以下において、住民税控除、税額控除について考察する。

Ⅲ. ふるさと納税と住民税控除等の論点

(1) 住民税控除

住民税とは、都道府県が徴収する都道府県民税と、市町村が徴収する市町村民税（東京23区は特別区民税）の総称である。住民税を徴収する目的は、地方自治体による教育、福祉、消防、ゴミ処理などの行政サービスを行うための資金確保であり、一定額以上の収入がある者から、その額に応じて税負担させるというものである。

つまり、住所地の地方自治体から受ける行政サービスの対価であり、応益負担の原則と呼ばれるものである。応益負担の原則とは、国や地方自治体の提供する行政サービスの受益の大きさに応じて税負担をすべきであるという考え方であり、行政サービスを購入する料金ともいえる。応益負担の原則においては、同じ行政サービスについては所得には関係なく同じ税額と言うことになる。

住民税は、提供するサービスが地域的に限定されて、受益と負担の関係が見えやすいことなどからこの受益者負担原則によりなじむとされている。

つまり、住民税は、住所地以外の地方自治体に個人の住民税の課税権を認めることはできないのである。

しかし、ふるさと納税については、納税者の意思により、任意に納税先を選択できる仕組みとなっているのである。本来、住民税は、納税者が住所地を有する自治体に、行政サービスの対価として納付するものである。本人の意思により、住民税の一部を他の自治体に納付する者と、住民税の全額を住所地の自治体に納付する者とは、同じ行政サービスを受けるというのは、公正性を侵害するものである。

このような理由により、ふるさと納税においては、寄附金控除方式が採られることとなったのである。

この寄附金控除方式について、片山（2008）は、寄附金税制の拡充という形を採ってもなお、実質的な面を捉えて、応益負担の原則や負担分担の原則と相容れないと述べている。

また、池上（2007）は、寄附金控除は寄附金対象団体が寄附を受ける機会を拡大するという優遇措置という性格を持つもので、その控除対象は政策主体である各自治体が決定すべきものであると述べ、国が一律に控除対象を決めることに対して疑問を呈している。

神野（2007）は、税をどのように負担し、集めた税を何に使うかは、本来、議会を通じて社会全体の共同意思として決めるものであると論じ、住民税の分割方式は財政民主主義の考え方に反すると指摘している。

一方、中里（2007）は、住民税は実際には応益的な性格を併せ持つ課税になっていると述べ、受益と負担の概念はふるさと納税導入の是非を判断する上で決め手とはならないと論じている。

筆者は、片山らが述べるように、寄附金控除方式による際においても、応益負担の原則を鑑みれば、住民税の分割納付は租税の強制性の点で問題があるものと考えられる。

(2) 所得控除と税額控除

所得控除とは、税率をかける前の所得から寄附金額を控除するものであり、この場合、寄附金の全額を控除しても、それに税率を乗じた額しか税額軽減効果がない。

一方、税額控除とは、税率をかけた後の納税額から控除するものであり、高率の税額控除を設定することで税額軽減効果を高めることができる。

以上の理由により、ふるさと納税は、所得控除よりも高い税額軽減効果が期待できる税額方式が採られている。税額方式の導入について、野口（2007）は、寄附金税制に税額控除を導入するのは、自己犠牲を伴う利他的行為としての寄附の本質と相容れないと指摘する。筆者も、ふるさと納税を寄附金として考えるのであれば、非営利組織に対する寄附金控除制度との整合性からも疑問を呈する。そもそも、寄附行為とは、経済的利益の無償の供与であり、野口が指摘するように、寄附の本質は自己犠牲を伴う利他的行為なのである。ふるさと納税に税額控除方式を導入することは、高い税額軽減効果が期待できるものであり、これは寄附の本質とはずれていると言わざるを得ないものと考えられる。

では、非営利組織に対する寄附金控除制度については、いかなる仕組みであろうか。以下において紹介する。

IV. 非営利組織における寄附金控除の仕組み

(1) 控除額

まず、個人が一般のNPO法人に対して寄附をした場合には、寄附控除は一切認められていない。しかし、認定NPO法人に寄附をした場合には、「税額控除」¹⁾と「所得控除」²⁾との選択制により寄附金控除が認められている。

これに対して、法人が一般のNPO法人に対して寄附をした場合には、所得金額と資本等の金額によって決まる上限（資本金等の額の0.25% + 所得金額の2.5%）×1/2まで損金算入できるとされている。さらに、認定NPO法人に寄附をした場合、この損金算入枠と別枠で上限が設けられており、（資本等の額の0.25% + 所得金額の5%）×1/2間で損金算入ができる。

「法人寄附に対する寄附金控除が1942年に、個人寄附に対する寄附金控除は、1962年に導入された。個人寄附への寄附金控除は、導入当時は20%の税額控除であったが、1962年の税制改正で所得控除方式へ転換した」³⁾。

当時はその理由として、「寄附金課税制度における所得控除方式の採用は、高額所得者への税負担の軽減というインセンティブを与え寄附の形で公益活動に参加してもらう」⁴⁾ということや、「税額控除の算定方式が複雑であったことや、所得の多寡にかかわらず軽減割合が一定であることが寄附者にとって評判が良くなかった等が挙げられた」⁵⁾のである。

(2) 個人の寄附の現状

上述のように寄附のインセンティブを高め寄附を増加させるという政策目的で導入された所得控除方式であったが、「総務省家計調査年報」⁶⁾によると、個人の寄附総額はこの20年間概ね年間1,500億円程度で推移している。また、日本フェンドレイジング協会編『寄附白書2010』によれば、個人と企業を合わせた寄附金は6,500億円から1兆円程度の規模となっており、これは名目GDP比で見ると、0.1~0.2%という規模であり、アメリカの1.87%やイギリスの0.87%に比べる

と非常に低い水準にあるといえる。このような背景から草の根の寄附を促進するため、認定NPO法人に対する寄附については、税額控除を新たに導入し、所得控除との選択制とすることとなったのである。

このように、一般のNPO法人、認定NPO法人、ふるさと納税における各自治体に対する寄附金控除には差異があることがわかる。日本の非営利組織は欧米諸国と比較すると財政基盤が弱く、活動資金も寄附に頼らざるを得ないのである。ふるさと納税が寄附控除方式を採用しているのであれば、非営利組織に対する寄附金との整合性を図るべきである。

また、ふるさと納税は、寄附金の拡充を背景として、高い税額軽減効果が求められる税額控除が導入されたが、主要各国の寄附金控除は税額控除を導入しているのだろうか。以下において確認する。

(3) 寄附金控除制度の国際比較

① 主要国の寄附金控除

まず、主要国の寄附税制の特徴を明らかにするために、主要各国の寄附金控除制度を比較する。アメリカ、イギリス、ドイツでは所得控除であり、フランス、ニュージーランドなどでは税額控除となっている。このように、税額控除を導入している国が多いというわけではないということがわかる。

そこで、所得控除を導入しているアメリカを取り上げ、寄附税制と個人寄附の実績との関連を見る。アメリカでは、「寄附を行った個人は、原則として調整粗所得の50%を上限に、寄附額の所得控除が認められている」⁷⁾のである。この「所得税の寄附控除は、創設以来、所得控除の方式によっている。この方式では寄附控除は項目別控除であるため、概算控除を利用した方が有利な中低所得者層が寄附を行っても利益を得られない仕組み」⁸⁾となっている。このため、低中所得者層の多くは、実質的に寄附税制を受けられないのである。

つまり、多くの低中所得者層にとって、寄附による税制上のメリットはないというものである。

このような不公平な仕組みであるにもかかわらず、アメリカにおける個人の寄附は非常に多く、「個人からの寄附が寄附全体の4分の3を占めている。2006年は2,229億ドル(75.6%) 2009年では2,227億円(75%)」⁹⁾となっている。実に「国家予算の約1割にも達する」¹⁰⁾のである。これが意味するものは、一般大衆には寄附金控除の恩恵が及ばないにも拘わらず、寄附は行われているということである。

このようなことから、寄附税制の優遇措置と寄附金額の多さは比例していないということであり、必ずしも寄附税制が寄附行動に影響を及ぼすものではないということである。

② NPOの役割

では、アメリカの寄附文化を支えている多くの低中層所得者が寄附を行う要因はどこにあるのだろうか。この点についてトクヴィル(1835)は「17世紀初頭よりヨーロッパから移民したイギリス系アメリカの社会状態はすぐれて民主的である。植民地が生まれたときからすでにこの特徴は明らかである。」¹¹⁾と述べている。さらに彼は「合衆国の市民一人一人が、いわば、自分の住む小さな共和国への関心を共通の祖国愛にまで拡大する。連邦を擁護することで、市民は地域の一層の繁栄と、問題を自分たちで処理する権利とを擁護し、自分自身の富の増大に繋がるに違

いない地域の改良計画実現への期待を表明する。」¹²⁾と論じている。このようにアメリカにおいては、歴史的に自助、共助の精神と習俗があり、このような精神が今日においても、多くの人が積極的に慈善活動等に寄附を行い、ボランティアとして参加している社会状態を築いている。

また、NPOの活動も慈善活動等に対する寄附に大きな役割を果たしているものとする。このNPOの役割について、サラモン（1999）は「NPOの役割は個人のイニシアティブによる公共財の供給という不可欠の国民的価値を例証し、具現するものとして重要な役割を果たしている」¹³⁾と述べている。

一方、トクヴィル（1835）は「感情や意見を生み出し、人の心を大きく成長させるのは、人間の他人に対する互恵的な影響だけであり…このような影響は本来、民主主義国家には皆無であり、それゆえこれらは人為的に創出されなければならず、これを唯一達成できるのが社団である」¹⁴⁾と論じている。

このようにアメリカでは、「NPOは社会資本と呼ぶものを創造し、維持するために重要な役割を演じている」¹⁵⁾のである。この活気あるNPOが様々な公共サービスを提供しており、この存在がアメリカの寄附文化の定着にとって大きな強みの一つとなっているのである。

つまり、アメリカでは、寄附税制以前に慈善寄附は定着しており、寄附行動の要因は税制ではなく、正しいことを行っているという倫理的義務感からであるものとする。

アメリカの寄附文化は、際立った社会状態の民主化、観念、習慣等様々な要因が複雑に関係しているとする。日本においても寄附文化を拡大させることが重要であり、そのためには、寄附税制の拡充が必要であるということも考えのひとつではあるが、アメリカの寄附税制を鑑みると、寄附文化と税制は決して一様ではないとする。

このようなアメリカにおける寄附文化の醸成を鑑みると、ふるさと納税を寄附として取り扱うことに疑問を呈する。では、ふるさと納税はどのように活用すべきなのであろうか。自治体の中には、ふるさと納税を有効に活用している事例がある。例えば、福井県池田町のまちづくり自治制度である。ふるさと納税制度の役割はふるさと納税によって得られた収入をいかにして、志に応えられる政策に活用できるかということにある。さらに、民間公益活動や寄附文化の促進を図るためのものである。このような、ふるさと納税制度の本来の趣旨を検討するにあたり、ふるさと納税を用いて画期的な取組を行っている。その福井県池田町の「まちづくり自治制度」福井県の事例を取り挙げ、納税者の貢献が可能となっている仕組みづくりを考察し、ふるさと納税の活用について論じる。

V. 福井県池田町の事例

(1) 池田町の概要

池田町は、福井県の東南部に位置し、岐阜県に接する典型的な「中山間地域」である。交通のアクセスは、公共交通のバス便も少なく、自動車交通が基本である。町の人口は2,587人、高齢化率43.11%（2019年1月末現在）町の面積の約92%は山林であり、農地は約500haと、農林業が基盤という、のどかで豊かな日本の農村風景が広がる町である。

これまで、池田町では、清き水、きれいな空気、肥沃な土、豊かな文化を磨こうと「自助・共助・公助」の理念、「相互扶助」の精神を基に様々な取組を展開している。

この「池田町まちづくり自治制度」とは、池田町のまちづくりを応援するために寄附されたも

のを、寄附をした者の意思に基づき、挑戦的で機知に富んだまちづくりの取組に充て、池田町の個性の発展を図ることを目的に創設されたものであり、あらかじめ使途が決められた目的税としてではなく、使途が提案できる参画税として、池田町のまちづくりに有効に活用するための仕組みである。このようなふるさと納税の寄附者の意向を尊重し、住民によるまちづくりに反映させる取組みは全国的にも珍しいものである。

以下では、この独自性のある制度がどのように活用されているのかを紹介する。

(2) 制度の概要

池田町まちづくり自治制度とは、ふるさと納税制度により池田町に集まった寄附金を池田町民、池田町内で活動を行う法人・NPO・その他各種団体が池田町内で行うまちづくり事業に交付されるものである。寄附金の使途決定についてはまちづくり自治委員会で議論し決定される。このまちづくり自治委員会の選任については、寄附を行う際、まちづくり自治委員への選出希望が確認され、希望の意思を表明した者を中心に「池田町まちづくり自治委員会」の6名が選任されるのである。東京在住などの遠方の委員については交通費など実費について負担される。任期は毎年1月から翌年5月までとなっている。

事業内容の提案方法については、年末年始で行われるまちづくり自治委員会において、提案者が10分程度で直接、プランの目的、事業概要、PRポイント、実施することで期待される効果、必要な事業費と算出根拠等のプレゼンテーションが行われる。その後、自治委員会で公共性の有無、地域づくりの一端を担うものであるかどうか、挑戦的で機知に富んだものであるかどうか、ふるさと納税で寄附をした者の意思を反映しているかどうかなどを熱心に議論し、使途、配分金額を決定する。決定権はあくまでも自治委員会にあり、町は事務局だけを担い、町長をはじめ、池田町議員（現在6名）も一切口を出さず、自治委員会に委任される。

活動資金の規模については、毎年寄附された資金に町からの拠出金もあわせて、年間1,000千円以上の基金を積み立て、それが原資となる。事業1件あたりの補助額は、原則1万円から10万円までとし、かかる費用の80%以内とされる。なお、かかる費用が10万円の事業の場合、補助金額は8万円以内となる。これらは、応募件数、事業内容等により補助金額が変更される場合がある。

事業の実績報告については、事業の完了後、実績報告書と補助金請求書、領収書等の写しを提出する。その際、2～3枚の写真を付けることとされている。事業活動は広報紙やホームページで紹介される。事業実施年度修了後に、再度委員会を開催し、決算及び事業評価を行い、その結果は、公表されるとともに、寄附者全員に報告されるのである。これらの報告を行うことにより、寄附者からは、事業に対してネーミング、内容ともに非常に素晴らしかった、まちづくりへの意識がさらに浸透して欲しいとの高い評価が得られることもある一方で、実際に事業の現場を見たいなどの要望が出される場合もある。このような様々な意見を投げかけることにより寄附者も池田町のまちづくりの運営に関わっているものと考えている。

(3) まちづくり自治制度とふるさと納税

池田町のまちづくりの出発点は池田町に住む人口は、少子高齢化の時代において増加することは期待できないが、ある程度の人を確保しないと地域づくりはできないという思いから『まちづくり』という方向性が明確にされた。地域の活性化を図るといことは、再度文化、自然や環境という地域資源という宝を見直すことにより、人は入って来ないかもしれないが、町を出る人を

防止するということである。例えば、「いけだ食の文化祭」など年に数回行われるイベントはイベントによって外から人を呼び込み、人が来てもらう事を目的としているのではなく、外から人が来ることによって地元の人が、われわれの地元へ人が来るという地元の人の地域再発見に繋がるのである。子ども、学生、高齢者を巻き込みながら、住民が参加し、住民の手によって維持管理できるようなまちづくりを目指し取り組んでおり、その中において、まちづくり自治制度というものは、池田町の活性化資金に使うて欲しい、老人ホームの充実に使うて欲しいなど池田町をよくするために使うて欲しいという寄附者の思いに応えるための制度なのである。

このような、まちづくり自治制度はふるさと納税を用いた画期的な取組であると考え。では、なぜ、このような取組が池田町では遂行できるのであろうか。

その背景には、池田町の特性が大いに影響している。その特性とは、池田町は「平成の大合併」においても合併という選択肢を採らなかったことにより分権化が進んでおり、そのため独自の施策が多いという点である。そして、その施策の支出については透明性が確保されている。また、非営利組織が中心となり、住民参加の仕事おこしなど、自立と共生の理念を育み発展させ、地域住民が主体的に関わるという新しい公共を拡大させているのである。

池田町まちづくり自治制度は池田町の特性を背景とし、ふるさと納税を活用した住民自治の本来の姿である。

池田町まちづくり自治制度は、ふるさと納税制度の課題である寄附者が重視する使途の明確性、有効活用、寄附方法の簡便性を備えたものであり、さらに、一人ひとりが自分たちにふさわしい公共を創造していくことができるものであるといえよう

VI. ふるさと納税制度の課題と考察

ふるさと納税における寄附金控除は、特例控除方式により税額控除が拡充されているため、納税者にとって、寄附行為でありながら、自己負担が限りなく低くなっているのである。一方、非営利組織に対する寄附金控除は、特例控除方式が採られていないため、個人の寄附に対するインセンティブは低くなっている。非営利組織の活動資金は、一般的に寄附に依存する割合が高い。これまで、非営利組織に寄附を行っていた個人が、インセンティブが高い自治体に寄附を行うようになれば、非営利組織の活動に影響を及ぼすこととなるであろう。このように、自治体と非営利組織に対する寄附において制度上の差異があることは、整合性という点から課題があげられる。ふるさと納税を寄附として扱うというのであれば、自己負担を伴わない寄附金の在り方には疑問を呈する。

アメリカにおける寄附文化の醸成を鑑みると、寄附金とは、自己犠牲、利他的行為なのである。このような寄附金の意義を踏まえると、ふるさと納税を寄附税制の拡充という形式を採ることに本質的な課題があるものと考え。

また、応益負担の原則の観点から、納税者の意思により、住民税の納付先を任意に選択できる仕組みは、公平性の観点から問題であるものと考え。

また、制度執行上は、寄附金控除を受けるためには確定申告を行う必要があること、ふるさと納税にかかる寄附金控除の仕組みが非常に複雑であるため、受けられる控除金額や最少の自己負担金で可能な寄附の最高額などが分かりにくいなどの課題がある。

さらに、使途の報告については、「研究会」¹⁶⁾の報告書において、寄附者の志に応えるため、

何らかの形でその用途を明確にすることが望ましいと提言されたが、現在、地方税法において明文化はされていないという現状である。

お わ り に

ふるさと納税は、寄附金控除方式を採っているが、経済的利益の無償の供与という、寄附金としての性格は非常に希薄なものであり、寄附の精神と相いれないものである。

ふるさと納税制度が導入され10年が経過しようとしている現在、地方税のあり方、民間の非営利組織との寄附金税制の差異について改めて議論を行い、制度の抜本的見直しを検討する必要があるのではないであろうか。

注

1. 税額控除額 = (寄附金額 - 2,000円) × 40%
所得税に加え、個人住民税において、都道府県が指定した寄附金は4%、市区町村が指定した寄附金は6%、双方が指定した場合は10%控除される。
住民税10%と合わせ50%の税額控除が可能対象となる寄附金額の上限は総所得金額の40%であり、控除税額の上限は所得税額の25%である。平成23年度税制調査会資料（所得税関係）参照
2. 寄附金額と所得金額の40%相当額のいずれか低い方の金額から2,000円を引いた額を税率を乗じる前の所得から控除できる。山内『前掲書』参照。
3. 後藤和子「グローバル時代のNPO/寄附税制」『文化経済学』文化経済学会、2012年、3頁
4. 公益法人・公益信託税制研究会編『フィランソロピー税制の基本的課題』（財）公益法人協会、平成2年、19頁
5. 成道秀雄「寄付金とその沿革」『日税研論集』17号、1991年、146頁
6. 総務省「家計調査」「住民基本台帳に基づく全国人口世帯数」参照。
7. 藤谷武史「アメリカにおける寄附文化と税制」『税研』No157、2011年、53頁
8. 藤谷、同上
アメリカにおいては個人の所得控除として医療費、寄附金、税金等の実績を申告し、控除する項目別控除又は申告資格に応じ一定の金額を控除する概算控除を選択できる仕組みとなっている。
9. 藤谷、同上。
10. 岩田陽子「アメリカのNPO税制」『レファレンス』国立国会図書館調査及び立法考査局2004年、31頁
11. トクヴィル（松本礼二訳）『アメリカのデモクラシー』上 岩波書店、2005年、76頁、264頁
12. トクヴィル、同上。
13. レスター・M・サラモン（山内直人訳）『NPO最前線：岐路に立つアメリカ市民社会』岩波書店、1999年、17頁
14. レスター・M・サラモン、同上。
15. レスター・M・サラモン『前掲書』
社会資本とは、信頼関係や互惠主義など、民主主義を機能させるためのソフトウェアである。
16. 総務省において、ふるさと納税研究会が立ち上げられ議論が行われ、報告書にまとめられた。

[2019. 9. 26 受理]

コントリビューター：仁井 和彦 教授（現代ビジネス学科）